

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

9月号
2021

2021.9.28

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「解説 プラスチック資源循環促進法の認定制度」

来年4月1日に施行予定のプラスチック資源循環促進法のもとで、プラスチック使用製品の製造・販売事業者や排出事業者が、廃棄物処理業の許可を得ずに、不用になったプラスチック使用製品の回収とリサイクルを行うことの出来る認定制度が導入される予定です。



プラスチック使用製品の廃棄段階における資源循環を促す3つの認定制度

プラスチック資源循環促進法（以下「プラスチック新法」）は、プラスチック使用製品の設計・製造段階から廃棄に至るまでのライフサイクルの各段階で、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については徹底したリサイクルに取り組むために、その考え方や製造販売事業者、ユーザー、排出者それぞれの役割を示した法律です。

プラスチック新法の全体概要にご関心のある方はこちらをご覧ください（リーテム8月コラム「続報 プラスチック資源循環促進法」<https://www.re-tem.com/ecotimes/column/aug2021/>）。

プラスチック使用製品のライフサイクルのうち、廃棄段階における資源循環を促すために導入されるのが3つの認定制度です。

プラスチック使用製品の回収・再資源化の認定制度

- | | | |
|--|--|---|
| <p>認定1 市町村と再商品化事業者</p> <p>市町村と再商品化事業者の連携による中間処理工程を一体化・合理化した再商品化計画を認定。</p> | <p>認定2 製造事業者等</p> <p>製造・販売・提供事業者が自主回収し、再資源化する事業計画を認定。</p> | <p>認定3 排出事業者</p> <p>排出事業者又は排出事業者の委託を受けた再資源化事業者が回収・再資源化する計画を認定。</p> |
|--|--|---|



プラスチック新法の「自主回収及び再資源化の認定制度」と廃棄物処理法の「広域認定制度」の比較

プラスチック新法で導入される、「製造事業者等」と「排出事業者」による自主回収及び再資源化の認定制度と、廃棄物処理法の特例制度で既に存在する「広域認定制度」には多くの共通点がありそうです。

広域認定制度		プラスチック新法の認定制度（見込み）	
		製造事業者等による 自主回収及び再資源化	排出事業者による 自主回収及び再資源化
製造・加工業者、販売事業者	← 認定申請者 →	製造・販売・提供事業者	排出事業者
産廃：品目の制約なし 一廃：国が定めた品目	← 対象品 →	プラスチック使用製品（※）	プラスチック使用製品（※）
不要	← 廃棄物収集運搬業・ 処分業許可 →	不要	不要
広域的処理の内容の基準、広域的 処理を行い又は行おうとする者の 基準、施設の基準	← 認定審査の要件 →	事業内容の基準、申請者 等の能力・施設の基準、 欠格要件	事業内容の基準、申請者 等の能力・施設の基準、 欠格要件
書類の提出	← 申請手続き →	電子申請可能	電子申請可能

※プラスチック含有比率の規定の有無は不明



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

🗨️ 廃棄物処理法の「広域認定制度」の成り立ちと認定状況

プラスチック新法の「製造・販売事業者」と「排出事業者」による自主回収及び再資源化の認定に似ている「広域認定制度」とはどんなものでしょうか。

2003年の廃棄物処理法の改正により、リサイクルを促進するための規制緩和として廃棄物処理法第9条の9（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）及び第15条の4の3（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）が規定され「広域認定制度」が創設されました。製品の製造・販売事業者は、環境大臣の認定を受けることで、廃棄物の収集運搬許可や処分許可を得ずに、自社製品が廃棄物となったものを広域的に回収しリサイクルすることが可能になりました。

同制度により期待されたのは、製造・販売事業者自らが関与することで、効率的に再生利用され、また再生利用し易い製品設計が促進されることです。

広域認定制度の認定状況	
一般廃棄物	<p>認定件数：48件 （約57事業者・団体） 令和3年7月14日現在</p> <p>認定品目：法で定めた14品目 スプリングマットレス、パソコン、密閉型蓄電池、開放型鉛蓄電池、消火器、FRP船、火薬類、印刷機、携帯電話用装置、二輪自動車、乳母車、幼児用ベッド、幼児用補助装置、加熱式たばこの喫煙用具等</p>
産業廃棄物	<p>認定件数：197件 （約406事業者・団体） 令和3年8月11日現在</p> <p>認定品目の例： 事務機器、情報処理機器、窯業品、二輪自動車、原動機付き自転車、コンクリート製品、石膏製品、グラスウール製品、梱包材、建築部材、繊維製品、住宅設備機器、店舗什器、リチウムイオン電池、蓄電システム、ハンガー等</p>

広域認定制度の申請時には、認定の主体者となる事業者と製品の情報のみでなく、廃棄物となった自社製品の運搬や選別、リサイクルに協力する事業者の情報と物の流れや物量をすべて申請時に提出して審査を受けます。認定を取得して運用を開始した後には、回収実績の年度報告と、認定内容に関する変更届や廃止届の提出が求められます。



🖋️ 編集後記

企業成長の新たな判断基準「ESG」、国、地方公共団体、企業、個人のすべてを含んだ世界的目標の「SDGs」、地球温暖化問題をはじめとする「プラネタリー・バウンダリー」（人類が地球で生存するための地球の限界）の問題等、複数の重要な視点が交差する延長線上で、新たな資源循環の取組みを検討なさっている企業様は多くおいででしょう。

当社リーテムでは現在、産業廃棄物広域認定の申請・運用のご支援をしており、来春以降はプラスチック新法に基づく「プラスチック使用製品の製造事業者等や排出事業者による自主回収及び再資源化の認定」の支援サービスも提供してまいります。ご関心があればお声掛けください。

※プラネタリーバウンダリー（Planetary Boundary） <https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4484>



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。 <https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>